

鹿児島県奄美市における取り組み キ は行政にあり

約1、400万人がサラ金を利用し230万人以上が多重債務に陥り、将来に希望を見出すこともできずに過ごしています。9年連続で3万人以上が自殺し、その約4分の1が経済苦・生活苦が原因で自殺している現状を国・地方公共団体は真剣に受け止め、憲法13条・地方自治法上の観点からも早急にその対策を講ずる必要があります。平成18年12月ようやく内閣官房に「多重債務者対策本部」が設置され、各自治体に相談窓口を設置する方針が打ち出されました。

奄美市においては十数年前から多重債務者の相談を受け、相談者の生活再建を図るべく業務を推進しています。この取り組みが他の自治体の参考になれば幸いです。

長年多重債務者問題に係わって判ったことは、**多くの多重債務者は社会的・経済的環境の悪化による被害者**であり、自力で解決することは非常に困難で誰かが手を差し伸べることが必要です。それは法律専門家である弁護士・司法書士ですが、相談者にとって弁護士・司法書士事務所は敷居が高く、直接相談に行くには勇気がいります。奄美市では消費者行政担当窓口でこれらの相談を受け、行政が弁護士・司法書士と連携を取り問題解決を図っています。

1、 相談のポイント

多くの多重債務者は「借りた金は返さなければならない。借りた自分が悪い」という意識を持ち、長年に渡り高金利を支払い続け、精神的に疲れている方が少なくありません。相談を受ける際は相手の心情を理解し、やさしく接することが望まれます。債務内容（いつ・どこから・いくら借りて・何に使い・いくら残っているか）、資産の有無、家族構成、家庭の収入、健康状態、税金等の滞納があるかどうか、その他生活を営む上での問題等について詳細な聞き取りをします。奄美市では全ての相談者に「この借金を整理したらきちんと生活できますか?」ということと「なにかありましたらいつでも相談してください」という言葉をかけます。

聞き取った後、相談内容により金利の仕組み、債務整理の方法について説明します。そして基本的にはその日か翌日、遅くても直近の返済日までには弁護士・司法書士を紹介します。その際大事なのは弁護士・司法書士との信頼関係を保つことと債務整理するうえでの注意点について説明し、相談日時を設定することです。このことで**相談者を確実に法律専門家に繋げる**事ができます。

2、 行政内の連携

多重債務者救済の最終目的は「生活の再建」だと思います。多重債務状態が長く続くと様々な弊害が生じてきます。ストレスによる疾病、離婚、児童虐待、不登校、犯罪や自殺の原因に繋がりますし、国民健康保険税（料）をはじめ各種税金や公営住宅家賃、保育料や給食費の滞納や年金未納の原因になり、社会環境の悪化や行政の財政にも悪影響を与えます。

行政が多重債務問題に積極的に取り組むことでこれらを緩和することが出来ます。奄美市では自立支援課（生活保護担当）・収納対策室・国民健康保険課・福祉政策課等関係各課と連携を取り、債務整理以外の問題も解決するよう支援し生活再建を図っています。

サラ金を長期に渡り利用している方については弁護士・司法書士に依頼、利息制限法にて再計算し、過払い金を取り戻し滞納税金や家賃等の解消を図ることが出来ます。

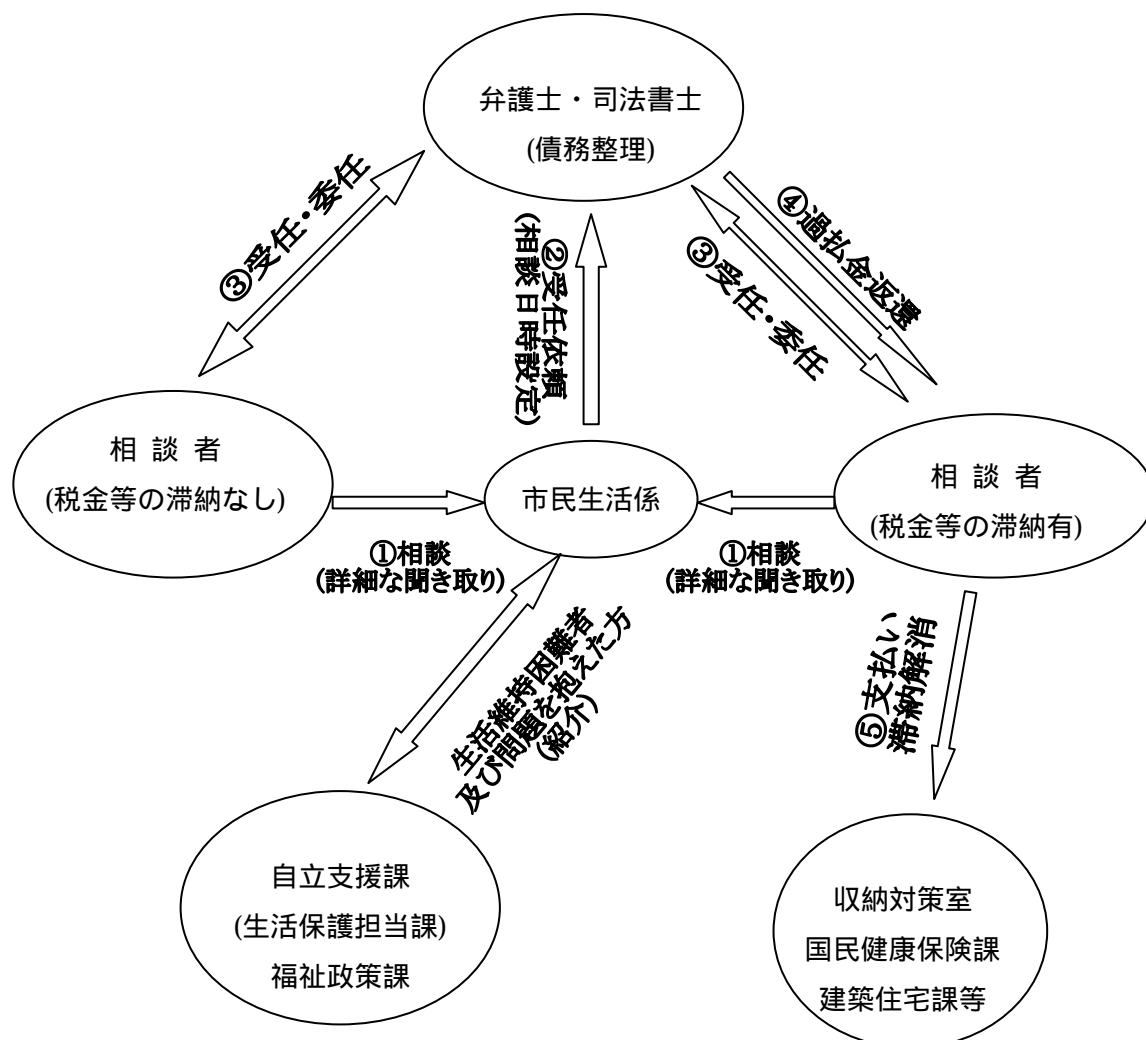
このような取り組みを進めることで長年悩み、苦しみ続けていた方が立ち直っていきます。債務整理できるということを知ることによって将来に希望を見出すことができますし、悪質な滞納者を善良な納税者に変えることもできます。

最近では全国から電話や手紙で相談が寄せられます。件数は110件以上で、その中の半数以上が自殺を考えていました。

（事例1）

母子世帯で高校受験生を抱えていた女性が相談に見えました。元夫が収入を入れなかったことでサラ金から借金し、収入の大半を返済に充てなければならず子供の進学に不安を覚えていました。本人は自己破産をし、生活を立て直すつもりでした。子供さんもお母さんの状況を感じ取っていたようで、半ば高校進学をあきらめていました。時間をかけ詳細な聞き取りをしたところ、長期にわたり返済を続けていたことがわかりました。すぐ弁護士に依頼し実情を説明しました。年が明け、高校受験の1週間前弁護士事務所からの電話は「400万円の過払い金を振り込みますので口座番号を教えてください」という内容でした。報告する彼女の声は涙で聞き取ることができませんでした。

最も大事なのは債務整理後、生活を維持できるかどうかである。
債務整理と平行して様々な問題解決を図る。



債務内容、原因、支払状況、資産の有無、家族構成、不登校、健康状態、税金の滞納、保険証の有無等詳細な聞き取り。

弁護士・司法書士を紹介。相談日時の設定。相談内容、問題点等報告。

この時点から必要な相談者には精神的支援を行う。

相談を受けた時点で自立支援課（生活保護担当課）を紹介し、生活を維持しつつ、債務整理をする場合もある。

収納対策課、国民健康保険課、建築住宅課等の担当職員が徴収する際、滞納者に債務存在が判明した場合、担当職員が市民生活係を紹介する。

自立支援課(生活保護担当課)のケースワーカーが訪問し債務の存在が判明した場合、担当ケースワーカーが市民生活係を紹介する。

3、 奄美市における取組み

(1) 窓口における相談

例年900件近い相談が寄せられますが、その中の約400件が多重債務に関するものです。前述のとおりゆっくり時間を掛け聞き取った後弁護士・司法書士と連携を取り、且つ必要なときは庁内関係部署と協力し生活再建を目標に解決を図ります。

(2) 「奄美法律相談センター」における無料法律相談

かつて弁護士過疎地域であった奄美の司法サービスの充実を図るため、平成11年鹿児島県弁護士会と共催で「奄美法律相談センター」を設立しました。全国に先駆けてTV電話による相談も実施しています。現在は周辺2町村も参加し、毎月3回実施しています。

(3) 広報と啓発活動

多重債務者救済と共に「賢い消費者づくり」を継続して実施しています。年6回広報紙を活用し啓発すると共に、各種団体や事業所を対象に「出前講座」を実施しています。平成18年度は32回実施しましたが、その内容で最も時間をかけるのが多重債務問題です。現在約1,400万人がサラ金を利用し多重債務者が230万人いることを考えると、いつ身近な方が多重債務に陥っても不思議でない社会になっています。いざというときのためできるだけ多くの方に法的知識を持って持っていていただき、スムーズに相談窓口に導くことができるよう活動しています。

4、 行政の役割

現在多くの行政が「安心安全のまちづくり」を謳っていますが、多重債務問題について積極的な取り組みをしている相談窓口は依然としてごくわずかです。多重債務者は全国に約230万人いますが、その内約200万人は法律専門家にたどり着いていません。

これらの方々は、どこに相談したらよいか判らず、ましては将来に希望を持つこともできず苦しんでいます。

このような状況を憂慮し国においては、貸金業法改正に伴い近い将来相談者が急増することを予想し「多重債務者対策本部」を設置し、様々な検討を重ねた上で、今年4月20日「多重債務問題改善プログラム」が発表されました。そのなかで、地方自治体（特に市町村）は、住民から最も身近で、住

民との接触機会も多く……「多重債務者への対応は自治体自らの責務」との意識を持って、自ら主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。また、地方自治体は、複数の部署で住民への様々な接触機会があり、多重債務者の発見について、他の主体に比べて機能発揮を期待できるものと考えられる。とあり、地方自治体内の連携により、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から……それぞれの自治体内において、各部局間の連携を進めるよう要請するとあります。

地方自治体には、その地域に居住する住民が安心して生活できる環境を確保する責務があります。多重債務で苦しんでいる方の救済に向け、気軽に相談でき、且つ解決が期待できる頼もしい相談窓口を設置することは急務です。

そして、多重債務者対策本部が目指す目的を達成するためには、市町村における相談窓口を充実させることが不可欠だと思います。

(事例2)

平成18年11月29日、NHKの「ETVワイドともに生きる」を見た女性から1通の手紙が届きました。彼女は、別れた夫が仕事を転々と変わり、収入が不安定で、ごくわずかの生活費を借りたのが始まりでした。債権者から勧められるまま限度額を引き上げ、相談した時点ではすでに8社に440万円を超える多重債務に陥り、約6年経過していました。3つのパートで得た13万円～14万円の収入の殆どが返済に消えていきます。高熱水費を節約しても1日の食費は100円～200円です。厳しい取立てを恐れ、雨の日も風の日も、多少体調が悪くても仕事を休むことはできません。友達と食事に行くことや楽しいこともできず、最後のパートが終わり帰宅するのは深夜1時で、生活に疲れ、将来に希望を見出すこともできず、毎日自殺することを考えていたそうです。手紙のなかに「いくらがんばっても先・先・真っ暗です。ここ2週間は自殺のことを考えています。しかし子供に迷惑を掛けると思い、自殺することもできません。貯金もなく、弁護士費用も準備できません。こんな私でも助かる道があるのでしょうか。何か良い方法がありましたら教えてください。」とあり、最後の便箋にクリップで80円切手が挟んでありました。往復160円の郵便代は彼女の1日の食費に相当します。その切手を見たときたん無意識に涙が出て止まりませんでした。直ぐ彼女の携帯に電話しても出ません。知り合いの弁護士に電話をし、翌日の相談時間を空けてもらい、彼女からの連絡を待ちました。その日の夕方彼女から電話があり、翌日弁護士が受任してくれ、彼女は厳しい取立てから解放されました。相談を終え、お礼の電話がありましたが、

既に彼女の心から「自殺」という思いは消えていました。

今でも時々手紙が来ます。彼女は過払い金を手にし、将来の計画を立てることもでき、安心して生活しています。しかし失われた日々を取り戻すことはできません。

彼女が住んでいるのは県庁所在地です。弁護士・司法書士はいくらでもいます。しかし彼女はどこに相談したらよいか判りませんでした。もし、自治体において、気軽に相談でき、且つ頼もしい相談窓口を設置していたならばどうだったでしょうか。

5、自治体・議会の変化

昨年から今年にかけて、全国80箇所以上の自治体・議会からの行政視察・問合せ・資料提供依頼がありました。全国の自治体で多重債務問題の重要性が認識されてきつつあります。

行政視察後、相談窓口を設け、取り組みを始め実績を上げている自治体もあります。

6、さいごに

平成1年からこの業務を担当し既に18年が経過し、多重債務に関する相談だけで約6,000件受けました。そのなかで判ったことは、多重債務者は社会的・経済的状況の悪化により発生した被害者であり、その救済は国・地方自治体・法律専門家が連携を取り「生活再建」を目標に取り組まなければならないということです。

全国に約230万人の多重債務者がいますが、その約8割の方が相談窓口に至っていません。そして年間約7,000人の方が生活苦・経済苦により自ら命を絶っている現状は異常な社会だと思います。借金は必ず解決できます。解決することができることが原因で自殺することはありません。

かつて多重債務に悩み苦しみ、時には自殺を考えていた多くの方たちが生活を立て直し、生き生きと暮らしている姿を見るとき、この業務を担当してきたことを誇りに思います。そして、多重債務者一人を救うことは家族ごと救うことにつながり、大事な行政サービスだと思います。

「すべての人が、たとえささやかでも幸せを享受できる社会。生き心地の良い社会を実現するための、キーは行政にあり」だと思います。

読売新聞読者からの相談

平成 19 年 11 月 27 日（火）読売新聞の記事（次ページ）を受けて、1 日で以下のような相談がありました。（「本日」とは、11 月 27 日を指します。）

青森県女性（ご夫婦とも多重債務者）

ご主人は自殺願望で常に、かばんにロープを所持している。奥様と娘さんに目を離さないよう指示。

本日午後 1：30 司法書士に相談済。

茨城県女性（ご夫婦とも多重債務者）

本日司法書士を紹介済。

神奈川県男性。

相当苦しい様子。

本日弁護士を紹介。

大分県女性。

2 3 年間返済を続けていた。原因は亡夫の医療費と生活費・子供の学資。3 人の子供に打ち明けることもできず、一人で悩んでいた。

収入は月 55,000 の年金のみ。返済と生活に疲れ、死に場所を探していた。

過払いの可能性が高いこと、必ず整理できること、安心して正月を迎えることができることを伝えると泣き崩れた。

本日で弁護士を紹介済。29 日午前 9：20 相談。

費用は過払い金で清算するようお願いした。

福岡県男性。

独身、自営業に失敗し多重債務に。

本日夕方司法書士を紹介する予定。

鹿児島県男性。

本日債務内容をまとめた上で FAX すると言う。

内容を確認のうえ、明日弁護士を紹介する予定。

以上 6 件 8 名の相談がありました。

うち 2 名は自殺寸前でした。借金苦による自殺は防ぐことができます。